

モジュール1

# 虐待の基礎的理解

～発生のメカニズムと子どもが被る影響～

モジュール1

このモジュールでは、虐待とはどのような親子関係を指すのか、なぜ起こるのか、ということについて学んだ後で、虐待によって子どもがどのような影響を被るのかということを理解します。

生徒指導上の課題としての虐待は、「不登校」とか「非行」、「いじめ」といった、児童生徒の問題行動等にかかわるものとは同列に論じることはできません。こうしたくり方はいわば現象面のあらわれを示すものです。しかし、虐待というカテゴリーは、こうしたさまざまな問題の背後に横たわる家族のありようを指しています。

教職員としては、学校で直面する子どもの問題行動等の背後に虐待が潜んでいるかもしれないということを、常に念頭に置いておく必要があります。

このモジュールを学ぶことで、子どもたちが学校で示すさまざまな言動の背後にあるものを感じ取る目を養っていただければと思います。

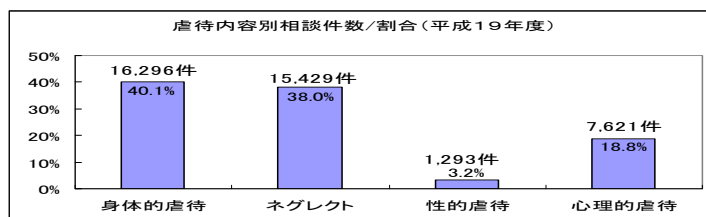
# 児童虐待とは何か

## 児童虐待

～ 法律では、

保護者がその監護する児童に対して行う、  
4種の虐待行為を、「児童虐待」と定義。

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト(保護の怠慢)
- ④心理的虐待



モジュール1

### (4種の「児童虐待」)

「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)では、保護者がその監護する児童に対して行う虐待行為を「児童虐待」として禁止するとともに、その防止等に関する措置について定めています。

禁止される虐待行為の内容としては、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(保護の怠慢)及び④心理的虐待の4種が定められています。

4種の「児童虐待」が、法律上、それぞれどのように定義されているのか、具体的には、どのような行為がそれらに当たるのか等について、続いて見ていくことにします。

## 【児童虐待とは何か】

### ① 身体的虐待

#### 児童虐待防止法

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

- 外傷の種類はさまざま(切り傷、擦り傷、火傷、内出血……)
- 外傷は外からは見えにくかったり、普通に生活していれば怪我を負いにくい部位に生じていたりすることもある

モジュール1

#### (身体的虐待)

第一に、身体的虐待です。

#### (定義)

これは、子どもの身体に外傷が生ずる、または生ずるおそれのある暴行を加えることをいいます。

#### (虐待の態様)

身体的虐待は、児童虐待の中でも最も相談件数が多く、虐待の行為としては、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、風呂で溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を口に入れる、冬場に戸外に長時間放り出すなど、生命に関わる危険なものもあります。

#### (虐待の発見)

外傷が残る場合には、ある意味発見しやすい虐待であると言えます。

例えば、切り傷、擦り傷、火傷、内出血など、外傷にもさまざまな種類があります。

ただし、身体的虐待によって生ずる外傷は、腋の下や内腿、腰など、外側からは簡単に見えないような場所にできていることも多くあります。また、肩の後ろや耳の後ろなど、子どもが普通に生活していればあまり怪我をしないような部位にあることもあります。

## 【児童虐待とは何か】

### ② 性的虐待

#### **児童虐待防止法**

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

- 直接的な性行為だけが性的虐待ではない
- 知っていながら放置することも虐待(ネグレクトに該当)

モジュール1

#### (性的虐待)

第二には、性的虐待です。もっとも見えにくく、そして、教職員にとって疑うことに対する心理的な抵抗感が極めて強い虐待です。

#### (定義)

性的虐待とは、子どもにわいせつな行為をすること、またはさせることを指します。

#### (虐待の態様)

わいせつ行為とは、なにも直接的に性行為を行うことだけでなく、性的な満足を得るためにしたり、させたりする行為など、より広い行為が含まれます。子どものヌード写真を撮って販売したりすることも、性的虐待になります。また、子どもが誰かと性行為をすることを強要したり、その性行為によって得られた金品を利用したりすることも、これに当たります。

#### (ネグレクトとの関係)

なお、保護者以外の同居している大人やきょうだいからのわいせつ被害についても、保護者がこれを放置した場合、保護者が子どもの監護を著しく怠ったものとして、ネグレクトという種類の児童虐待に該当することになります。

性的虐待の加害者になるのは日本の場合ほとんどが男性ですが、例えば、母親が性的虐待の事実を知っていながら何もしなかったという場合には、その点で、母親も虐待行為(ネグレクト)を行っているものと考えられることになるのです。

## 【児童虐待とは何か】

### ③ ネグレクト

#### **児童虐待防止法**

##### 保護者としての監護を著しく怠ること

- \* 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
  - \* 保護者以外の同居人による虐待行為の放置  
など
- 子どもの年齢や能力、家族の生活形態などによって判断はわかる
  - 学校現場には疑いをもちやすい虐待

モジュール1

#### (ネグレクト)

第三は、保護の怠慢、すなわちネグレクトです。

#### (定義等)

これは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ることと定義されます。子どもが心身ともに正常な発達をすることの妨げになるような放任や不適切な育児を指すものと考えていいでしょう。

#### (虐待の態様)

特に、低年齢の子ども等の場合には、食事を与えないなどにより生命にかかわる危険な状況も生まれます。

何がネグレクトになるのかということは、子どもの年齢や能力、あるいは家族の生活形態などによっても、大きな違いがでてきます。3歳の子どもを家に置いて外出したりすれば不適切でしょうが、小学校4年生の子どもならばある程度の時間、留守番することもできるでしょう。どのような行為がネグレクトにあたるのかどうかは、総合的な判断になります。

#### (虐待の発見)

ネグレクトは、子どもに対する攻撃的な言動があるわけではないため、非常に境界線を定めにくい虐待です。しかし、学校現場では比較的疑うことが容易な虐待でもあります。季節や気候にまったく合っていない服装、提出物の遅れ、持ち物の不備などを通じて、学校はネグレクトの疑いを持つことができます。

## 【児童虐待とは何か】

### ④ 心理的虐待

#### 児童虐待防止法

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- \* 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な態度
- \* 児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力  
など

- ドメスティックバイオレンスを目撃していることは心理的虐待

モジュール1

#### (心理的虐待)

第四は、心理的虐待です。

#### (定義等)

これは、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、とされています。心理的外傷とは、子どもの心に長く傷として残るような経験や、そうした心の傷を負わせる言動のことをいいます。

#### (虐待の対応)

「お前のせいで俺の人生は台無しになった」、「あんたなんかいなくなってもお母さんはちっとも悲しくない」などといった子どもの存在を否定するような言動が代表的な例です。これほど直接的な否定でなくても、きょうだいとの間に不当なまでの差別的な待遇をするといった場合もあります。弟は75点のテストでもご褒美がもらえるのに、兄は95点をとってきても「あんたがその点ならどうせみんな100点なんでしょ」と切り捨てられてしまうような場合です。

#### (ドメスティックバイオレンスとの関係)

重要なポイントとして、ドメスティックバイオレンス(DV)の目撃という例があります。ドメスティックバイオレンスについては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(いわゆるDV法)において、「配偶者からの暴力」として規定されており、「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいうものとされています。ここにいう「配偶者」には、法律上の配偶者だけでなく、事実上婚姻関係にある者や離婚した元配偶者も含まれます。

平成16年の虐待防止法の改正によって、ドメスティックバイオレンスを日常的に目撃していた子どもは、たとえ直接的には暴行や暴言にさらされていなかったとしても、心理的には虐待を受けたと判断するものとされました。ドメスティックバイオレンスを日常的に目撃することが、子ども自身が心理的虐待を受けたときと同様の心のダメージを負わせるということがわかってきたからです。

## 虐待とは何か

- 虐待とは、家庭内の大人から子どもへの不適切な「力の行使」

～ 家庭内の大人とは「親」に限らない

### ※ しつけと虐待の違い

- 何をしたら誉められ、何をしたら罰せられるのか、子どもにも理解し、予測できる「しつけ」
- 大人の気分や、理解しがたい理由で罰せられる「虐待」

モジュール1

### （大人から子どもへの不適切な「力の行使」）

虐待とは、ひとことで言えば、家庭内の大人から子どもに対する不適切な力の行使です。

ここでいう家庭内の大人には、親やその他の保護者だけでなく、保護者以外の同居人も含みます。祖父母や叔父、叔母、年齢の離れたきょうだいなどの親族、親族以外の同居人も、不適切な「力の行使」による加害者になることがあります。

### （しつけと虐待の違い）

子どもを育てる中で、大人は子どもに対して強制的な関わりをします。しかし、適切なしつけの場合には、子どもは心の発達を歪ませることはありません。これはどうしてなのでしょう。

適切なしつけでは、子どもは、大人が自分を誉めたり罰したりすることが、自分の言動と一定のルールの下に結びついていることを理解することができます。何をしたら誉められ、何をしたら罰せられるのかが予測できることで、子どもは外界との関わりの中で自分が上手にやれているという感覚を失わずにすみます。

しかし、虐待では、こうした大人の力の行使は、完全に大人の側に主導権が握られています。子どもは、どんなに努力しても大人の気分や、子どもには理解しがたい理由によって罰せられます。そこに、決定的な自己評価の低下が起こり、子どもの心の発達を歪ませていくことになるのです。力の行使の主導権がどこに、どのようにあるのか・・・それが虐待としつけを分けるポイントになります。

## 何が虐待を招くのか (虐待発生メカニズム)

- ①保護者の要因
- ②子どもの要因
- ③家庭の要因
- ④社会全体の要因

モジュール1

### (虐待を招く要因－4つの視点)

虐待が起こる要因（何が虐待を招くのか）については、いくつかの視点から捉えることができます。

#### (保護者の要因)

第一に、保護者の要因です。虐待に走るような保護者には、もともと何かおかしな面があるのではと考える人もいるかもしれませんが、必ずしもそうではありません。どこの親子関係にもあるような不安やつまずきが、不幸な絡まり合いを起こして虐待という行為につながっていくことも多いのです。

#### (子どもの要因)

第二には、子どもの要因です。ただし、これは虐待されるのは子どもが悪い、と言っているわけではありません。保護者が育児につまずきやすくなってしまような特徴を子どもが持っている場合があるということです。そうした要因が虐待につながっていくのは、やはり保護者の子どもに対する受け止め方に根本的な原因があると言すべきです。

#### (家庭の要因)

第三に、家庭の要因です。虐待の起きる家庭においてしばしば見られるのは、家族内における夫婦役割と親子役割のバランスの崩れです。このバランスの崩れが親子間のコミュニケーションにも歪みをもたらし、虐待につながるようになるのです。

#### (社会全体の要因)

第四は、社会全体の要因です。家族の生活形態の変化や、複雑になった人間関係、地域の教育力の低下などはしばしば指摘されることです。ただ、社会が悪いという言い方は、ともすると単なる評論に終わってしまいます。学校は目の前の子どもたちに対して最善の手だてを考える機関です。社会が悪い、という言い方に頼りすぎて、今自分にできることが何かを考えずに済ませてしまう態度はとるべきではないでしょう。

それでは、それぞれの要因について、さらに詳しく見ていきましょう。



## 【何が虐待を招くのか】

### ①保護者の要因

#### ～虐待に追い詰められていく背景

- 経済的な問題などによる生活基盤の弱さ
- 育児以外のさまざまなストレス
- 望まない妊娠など、育児に対するさまざまな準備不足
- 保護者自身の精神疾患や発達障害

モジュール1

#### （保護者の要因－虐待に追いつめられていく背景）

何が虐待を招くのかに関し、最初に、保護者が虐待に追い詰められていく背景について説明します。

#### （生活基盤の弱さ）

虐待の背景となり得る要因として、まず、経済的な問題に代表されるような、生活基盤の弱さの問題があげられます。

#### （育児以外のストレス）

さらに、育児以外にもさまざまなストレスが保護者にかかっていることもあります。例えば、重い介護の負担があるとか、地域の人々とのコミュニケーションがうまくいかないとか、仕事がうまくいっていない、といったことがらです。

#### （育児に対する準備不足）

また、望まない妊娠や出産であったり、配偶者や周囲の人からまったく歓迎されないような妊娠であったりすることで、育児を楽しもうとする態度を形成できないまま出産を迎えてしまうこともあります。

#### （保護者自身の精神疾患や発達障害）

さらに、保護者自身にもなんらかの精神疾患や発達障害があつて、育児をしようという気持ちは十分にあつたとしても、実際の育児の仕方がきわめて不適切な内容になってしまうこともあります。このような事例では、保護者に対する見立てが重要になりますので、各種の専門機関と連携をする中で取り組んでいただきたいと思います。

## 【何が虐待を招くのか】

### ①保護者の要因

#### ～ 虐待する保護者に多く見られる特徴

- 子どもに対する不正確な認知
  - － 子どもの独立した人格を理解しない
  - － 子どもとは言うことを聞く生きもの、と考える
  - － 子どもの発達を平均以下に見てしまう
  - － 子どもへの非現実的な期待
- 子どもへの依存と裏切られ感
  - － 保護者自身の愛情飢餓体験
  - － 依存と表裏一体の衝動的な攻撃
- しつけの手段としての体罰ポリシー
- 社会的な未成熟さ

モジュール1

#### (保護者の要因－虐待する保護者に多く見られる特徴)

次に、虐待する保護者に多く見られる考え方や、心理的特徴等について見ていきます。

#### (子どもに対する不正確な認知)

まず指摘できるのは、虐待をする保護者は、子どもに対する認知が不正確だということです。子どもに、自分とは違う独立した人格があるということを理解していないと思われるような場面も見られます。いくら親子の関係でも、子どもには子どもなりの考え方や感じ方があります。虐待をする保護者にはしばしばこうした認知が欠けている結果、「私が片付けた場所にどうして物を散らかすのか」とか、「私が疲れているのにどうしてお腹がすいたなどと言えるのか」といった理不尽な怒りや要求を子どもに向けることとなります。

虐待をする保護者の育児は「子どもとは言うことを聞く生きものだ」というところから出発しているということができそうですが、育児に対するこのような考え方は、大きな間違いです。育児に当たり、本来、認識すべきことは、「子どもとは言うことを聞かない生きものだ」ということです。この認知があるからこそ、子どもに言うことを聞かせる工夫や楽しみが生まれてくるのです。

さらに、子どもの発達を常に平均以下に見てしまう傾向もしばしば見られます。こうした傾向からは、育児を楽しめない態度が醸成されてしまいます。

不正確な認知は、必然的に子どもへの非現実的な期待を生じます。例えば、生後12ヶ月の時点でトイレの自立を求めるといった、子どもの能力ではできないはずのない要求を突きつけたりします。できるはずのないことを要求されれば、子どもは応じることができません。そんな子どもを無理にでも動かそうとすれば、体罰のような強制力を働かせる以外にはなくなるのです。

#### (子どもへの依存と裏切られ感)

子どもに対する不正確な認知は、子どもへの歪んだ依存としても現れます。奇妙に聞こえるかもしれませんが、虐待をする保護者の多くは子どもの存在に依存しています。自分の意のままになる子どもがいることで、自分の力や存在価値を無意識のうちに確認しようとしていたりするのです。こうした依存は、その保護者自身が何らかの愛情飢餓を体験してきたために形成されてくることもあります。その最たる例が、自身が虐待を受けて育ってきた、という場合です。歪んだ依存は、子どもが独自の考えや感じ方によって行動することを許しません。そうした子どもの自立は、親である自分に対する裏切りや批判であるかのように受け取られてしまいます。依存していただけに、こうした裏切られ感にさらされると、一転して衝動的な攻撃を子どもに向けるということにもつながります。

#### (しつけの手段としての体罰ポリシー)

また、身体的虐待のケースなどでは、しばしばしつけの手段として体罰を用いることにポリシーを持っている場合があります。「子どもはからだで覚える」、「言ってもわからないなら殴るしかない」といった言い方です。「自分が親からされてきたしつけに比べればまだまだ軽い方だ」というのもこうした体罰ポリシーの代表的な例です。こうしたポリシーには、しつけと虐待の違いを明確に伝えることが必要です。

#### (社会的な未成熟さ)

さらに、「常識がない」など、社会的な未成熟さを感じさせる親も数多くいます。こうした未成熟さが、不適切な育児にもつながり、虐待へと至るケースもあります。

## 【何が虐待を招くのか】

### ② 子どもの要因

- 出生直後のさまざまな疾患
- さまざまな障害の存在
- 容貌などの外見的特徴
- 性別
- 親に対する態度



**親の受け止め  
こそが問題**

モジュール1

#### (子どもの要因)

次に、子どもの要因について見てみましょう。

#### (出生後のさまざまな疾患)

虐待につながってしまう子どもの要因として、まず出生直後からのさまざまな疾患の存在があります。保育器に入らざるを得なかったといった場合などです。こうした特性は、親に「育てにくい子だ」という認知を持たせてしまうこともあります。

#### (さまざまな障害の存在)

また、子どもになんらかの障害があることで、育てにくさが増大する場合もあるでしょう。このことが親の育児負担につながり、不幸にして虐待に結びついてしまうこともあります。

#### (容貌などの外見的特徴)

「父親に似ている」、「愛嬌がない」といった容貌などの特徴や、髪の毛の質、肌の特性といった外見的な特徴が、時には「可愛くない」、「育てにくい」という親の認知を準備してしまうこともあります。

#### (性別)

極端な場合、性別そのものが「いない」、「可愛くない」という親の認知につながってしまうことがあります。「男の子なら要らない」と言って、子どもを病院に置き去りにしてしまった例などもあります。

#### (親に対する態度)

さらに、子どもの親に対する態度も要因になります。「なつかなかったから」「反抗的だったから」という言葉が、虐待をした親から聞かれることはしばしばです。

#### (親の受け止めこそが問題)

大切なことは、こうした子どもの要因はすべて、親がそうした要因を望ましくないもの、困ったものとして受け止めるからこそ虐待の原因になっていくということです。つまり、子どもの要因とはあくまでも親の受け止めの問題なのです。ですが、そのような受け止めに親がしてしまう背景にはさまざまな理由があります。子どもを適切に受け止められないことで親をいたずらに責めても問題は解決しません。どのような理由でそうした不適切な受け止めに至ってしまったのかを理解する姿勢が求められます。

## 【何が虐待を招くのか】

### ③家庭の要因

#### ～ 親子間のコミュニケーションの歪み

「夫婦」は価値観や生活のやり方を  
すり合わせて「両親」になる準備をする

- 夫婦役割と両親役割のバランスの崩れ
- 子どもとのコミュニケーションの歪み

モジュール1

#### (家庭の要因－親子間のコミュニケーションの歪み)

次に、保護者の個人的な特性だけでは説明しきれないような、家庭の要因について見ていきます。

#### (夫婦が「両親」になる準備)

例えば、男女が結婚し、その後、二人の間に子どもが生まれたとします。

このような家庭は、結婚により、まず夫婦という関係から始まります。夫婦はそれぞれ違う家族の出身者ですから、異なった生活習慣や好み、価値観を持っています。こうした違いを相互に理解し、「自分たちのやり方」にしていくまでには、それぞれが時にはストレスを感じながら協力していくこととなります。

そのようにして安定した夫婦関係は、子どもが生まれることによって、両親という新たな役割を担うこととなります。夫婦という役割関係の上に両親という新たな役割関係が重なるのです。

#### (夫婦役割と両親役割のバランスの崩れ)

しかし、両親の役割と夫婦の役割のバランスが崩れれば、保護者としての子どもへの責任よりも夫婦としての自分たちの欲求の方を優先させてしまうようなことも起こります。あるいは、夫婦役割の中で解決されなければならない性的欲求が親子関係の中に持ち込まれてしまうと、性的虐待が生じます。虐待を生じさせている家庭では、なんらかの形でこうした夫婦役割と両親役割のバランスの崩れが認められます。

#### (子どもとのコミュニケーションの歪み)

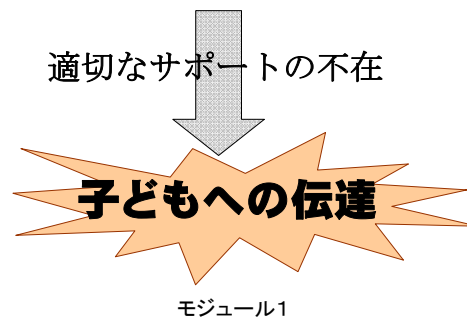
保護者が子どもに接するときには、両親という役割でいることが望まれます。しかし、両親役割や夫婦役割がうまくパートナーシップを発揮できていない場合には、そこで解消されなかった欲求不満や怒りなどが、子どもに向けられることも起こります。仕事のストレスを夫婦関係で解消することができずに子どもに当たってしまったり、両親が子どもを味方につけようと競ってしまうような場合もあります。いずれの場合も、大人が適切な役割で子どもに向き合っているとは言えないこととなります。こうしたコミュニケーションの歪みが日常的に生じることになれば、子どもの情緒発達には大きな傷が残ることにもなります。

## 【何が虐待を招くのか】

### ③家庭の要因

～ 保護者自身のそだちの影響  
(虐待の世代間伝達)

・ 保護者自身のそだちの問題



#### (家庭の要因－保護者自身のそだちの影響)

それでは、保護者自身は、保護者あるいは大人として責任ある態度で子どもとコミュニケーションをとる力というものを、本来、どこで学んでくるものなのでしょう。実は、自分自身が育つてく中で保護者や周囲の大人との間に経験したことを通じて学ぶのです。つまり、子どもを育てる営みには、祖父母世代と子どもという、親の世代をはさむ2つの世代からのものさしを与えられていることとなります。親は、自らがどのように育てられてきたのかを参照しながら自分の子どもを育てていきます。同時に、子どもが発するさまざまな喜怒哀楽のサインを受けとりながら、子育ての行動を調整していくのです。

#### (保護者自身の育ちの問題)

自らのそだちの中に適切な親行動のモデルがなかった場合や、子どもからの喜怒哀楽のサインを適切に受け取ることができないという場合には、子育てのものさしはうまく機能しないこととなります。

この場合でも、夫婦間や両親間のコミュニケーションがきちんと両方向性を保っていれば、どちらかの親のものさしが弱くなっていたとしても、もうひとりの持つものさしがそれを補うということも十分にあります。

#### (虐待の世代間伝達)

不幸にして、どちらかの、または双方の保護者のそだちが、子どもと適切なコミュニケーションをとることができないような特性をもっていて、しかも適切なサポートが得られなかった場合には、保護者自身がそだちの中で被ってきた悪影響が子どもにも伝達されることとなります。虐待事例では、しばしば「虐待を受けてきた子どもは長じて親になったときに虐待をしてしまう」ということが言われます。これを世代間伝達と呼びます。

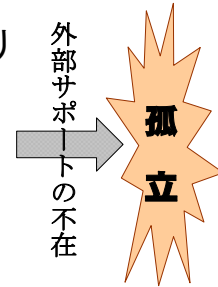
社会全体としての虐待防止とは、この世代間伝達を食い止めることであるという側面もあります。「虐待を受けた子どもはきちんとした親にはなれない」などというレッテルを貼るだけでは、子どもにとっても何の利益にもならないことに想いを至すべきです。

## 【何が虐待を招くのか】

### ③家庭の要因

#### ～ 外部のネットワークからの孤立

- ・ 親族、近隣、友人、職場等とのつながりが適切に保たれていない
- ・ 家庭内に、役割関係上・コミュニケーション上の困難を増しやすき要因がある  
(母子・父子世帯、複合世帯等における困難など)



### ※ 虐待は「家族であり続けようとする姿」

>>> 保護者を責め立てるだけでは、解決にならない。

モジュール1

#### (家庭の要因—外部のネットワーク等からの孤立)

これまでに見てきたような家庭内のコミュニケーションの歪みや役割関係の不適切さに加えて、その家庭が外部のネットワーク等からの孤立を起こしている場合に、虐待の危険性が高まります。

#### (親族、近隣等から孤立しがちな家族)

外部ネットワークとは、親族、近隣、友人、職場などが考えられます。こうしたネットワークとのつながりが適切に保たれていれば、家族は自分たちだけでは処理しきれない事態に対しても、適切な支援を外から受け入れることができます。

虐待を生じさせてしまう家族は、しばしば親族との交流が途絶えていたり、地域社会の中でもつきあいがなかったり、場合によってはトラブルメーカー視されていたりすることもあります。学校行事にも参加してこないことも多いです。

裏返せば、このような点にこそ、こうした家庭への介入の意義と切り口が見出されることになります。

#### (役割関係上・コミュニケーション上の困難を増しやすき要因のある家庭)

離婚率の増加や生活形態の多様化などによって、家庭の形態は様変わりしてきています。母子世帯・父子世帯、あるいは直系親族以外の人間との同居など、家庭内の役割関係やコミュニケーションを考える上で困難さを増しかねない要因をもった家庭も数多くあります。

ただし、大切なことは、適切なサポートを得ようとする努力があり、その努力に応えようとする人的資源に恵まれていれば、どのような形態の家庭であっても虐待に陥らずに健全に過ごすことができているということです。家庭の形態だけで軽々しく「問題だ」と決めつける態度は厳に慎むべきです。

#### (虐待は「家族であり続けようとする姿」)

虐待は非常に複雑な現象ですから、ここに説明したこともあくまでも大ざっぱな骨格に過ぎません。ただ、もしも家族の中に処理しきれないようなストレスが生まれたときに、家族であることをやめてしまったとしたらどうなるでしょう。離婚などは、子どもにとってそれ自体大きなストレスとなるものですが、少なくとも、大人から継続的に痛めつけられるということではありません。

しかし、外からの支援を受け入れず、自分たちだけで何とか家族であり続けようとする姿がどうなるのでしょうか。虐待とは、そうした「家族であり続けよう」とする姿が、最も不幸な現れ方をしたものとと言えるのです。つまり、虐待という親子関係には、そのような関係に陥ってでも家族でいようとする姿があるということです。この観点があることで、単純に保護者を責め立てるだけの対応では何も始まらないということに気づくことができます。

## 虐待による子どもへの影響

### ☆子どもへの影響について考えていくために

#### ● 子どもから見たしつけと虐待

ー 大人の行動を、

\* 子ども自身の行動により統御できる → 「しつけ」

～「自分で片付け」しなかったら叱られる／していれば叱られない。

\* 子ども自身の行動により統御できない → 「虐待」

～叱られる・叩かれる・無視される。自分ではどうすることもできない。

#### ● 子どもの理解への出発点

ー 虐待は、子どもにとって「言語を絶する体験」

>>> 「大変さへの理解」を共有すること。

モジュール1

#### （虐待による子どもへの影響）

次に、虐待による子どもへの影響について見ていきましょう。

#### （子どもから見たしつけと虐待）

すでに説明しましたが、「しつけ」と虐待は表面的には似ているようでも、大人と子どもの関係としてはまったく違うものです。「しつけ」は、子どもにとっては意味が理解ができなかったとしても、自分自身の言動によって統制することのできる関係です。自分で片付けができたときは叱られない（誉められる）、そうでないときは叱られる。このことが理解できれば、「片付け」という自分自身の行動によって、子どもは「叱る」という親の行動を統制することができます。しかし、虐待はそうではありません。子どもは、叱られる、叩かれる、無視されるといった親から与えられる苦痛を、自分自身の言動で統制することができなくなるのです。自分にふりかかる苦痛を自分ではどうすることもできないという無力感が、虐待を受けた子どものそだちの根底に横たわることとなります。

#### （子どもの理解への出発点）

虐待とは子どもにとって「言語を絶する体験」です。あまりにも深刻で耐え難い体験は、言葉で言い表せる範囲を超えてしまいます。そのくらい大変な体験をしてきた…そういう子どもだという理解がまず重要になります。その「大変さへの理解」をまわりが共有することが、対応と援助のスタートラインになります。

このモジュールでは、子どもが虐待によってどんな影響を被ることになるのか、その仕組みを簡単に説明します。より深い理解は、モジュール2と3を参考にしてください。

## 【虐待による子どもへの影響】

# 虐待環境への適応

### 虐待環境

- いつ虐待にさらされるかわからない不安と緊張に包まれた環境

～ 乳幼児にとって、家庭は世界のすべて

→ 子どもは虐待環境に適応する

モジュール1

#### （虐待行為と虐待環境）

子どもが虐待を受けるという場合、虐待を2つに分けて考える必要があります。

1つは虐待行為そのもので、文字通り殴る、蹴る、罵る、無視する、性的な行為をしかける、などの行為です。

もう1つが虐待環境です。これは、いつ虐待行為にさらされるかわからないという絶えざる不安と緊張に包まれた生活環境のことです。虐待事例のほとんどでは、子どもは24時間虐待行為を受け続けているわけではありません。しかし、虐待環境は常にあります。子どもは、いつも虐待環境に置かれ、時折虐待行為にさらされるのです。

#### （乳幼児にとって、家庭は世界のすべて）

虐待の多くは子どもが乳幼児のうちから始まります。幼い子どもにとって、家庭は世界のすべてです。親以外の養育者の存在など、子どもから求めていくことはできません。たとえそれが虐待環境であったとしても、子どもにとってそれが世界であり、それ以外の世界があることなど想像もできないのです。

#### （子どもは虐待環境に適応する）

その結果として、子どもは持てる力のすべてを使って虐待環境に適応しようとしています。この、虐待環境に適応するというのが、虐待を受けた子どもの言動を理解していく鍵になります。



## 【虐待による子どもへの影響】

### 「虐待適応」の3つの源

- 虐待環境に対する当然の防衛反応  
→理解はできるが過剰な言動
- 虐待環境での特異的な学習  
→理解しがたい逸脱した言動
- 適切な学習機会の逸失  
→アンバランスなソーシャルスキル

モジュール1

#### （「虐待適応」の3つの源）

虐待環境への適応によって子どもに生じる問題性は、3つの源に分けて考えることができます。

#### （虐待環境に対する当然の防衛反応）

まず、虐待という著しく不適切な環境に置かれた場合、子どもが心身を守るために当然身につけていく防衛的な反応です。この反応自体は適応的なものですが、虐待環境は往々にしてその不適切さが過剰です。したがって、防衛反応も過剰なものになります。それが学校生活の中で示されると、理解はできるが度を過ぎていて集団生活の支障になってしまいます。教師が板書をしようとして片手を挙げただけで頭を抱えてうずくまってしまうとか、軽く注意をされただけで凍りついたように行動が停止してしまうといった例がこれに当たります。

#### （虐待環境での特異的な学習）

次に、虐待という著しく不適切な環境に置かれたがために獲得してしまう特異的な学習です。標準的な発達をたどる子どもであれば獲得する必要のない言動が学習されてしまうのです。性的虐待を受けた子どもが過剰に性的な言動を好むように見えたり、とても子どもとは思えないような大人びた言葉遣いをしたりするのがこの例に当たります。

#### （適切な学習機会の逸失）

さらに、虐待という著しく不適切な環境に置かれたがために、本来ならば経験してくるはずの遊びや社会生活体験がなく、結果として適切なソーシャルスキルが未獲得なままできてしまうことです。この結果、年齢に比して非常にアンバランスに見えるようなソーシャルスキルの落ち込みが見られます。洋式便座のU字蓋をあけずにおしっこをした5年生の男児などが例としてあげられます。

#### （学校での対応の難しさ）

こうした3つの源から派生してくる言動のおかしさが、学校生活の中で混在した形で現れるのが、虐待を受けた子どもへの対応の難しさを形作ることとなります。

## 【虐待による子どもへの影響】

### 虐待を受けた子どもにとって 学校とは？ 教師とは？

- 虐待環境への適応は、一般環境への不適応

※虐待環境に適応した子どもが、学校に入ったとき

→ 学校も、当然、虐待環境であるに違いないと思ひこむ。

→ 教師も、自分に虐待を加える大人だと認知する。



- リミットテストイング(試し行動)という反応

～ “どこまでしたら虐待を受けるか” を試そうとして、ことさら叱られるようなことをする。

(→ 学校の集団生活の中での「問題児」視)

モジュール1

#### (虐待環境への適応は、一般環境への不適応)

虐待環境が当たり前だと思わされて適応してきた子どもは、学校にあがって家庭以外の世界に接したとき、当然そこも「虐待環境」であると考えます。残念ながら、虐待環境という著しく不適切な環境に適応した子どもの言動は、学校という一般的な世界に入ると不適応的なものになってしまいます。

#### (リミットテストイングという反応)

新しい環境が虐待環境であることを疑っていない子どもにとって、そこで出会う教師もまた、自分に虐待を加える大人だと認知されています。しかし、どんな虐待をする人なのかはわかっていません。そこで、子どもは新しい環境では何をどこまですると虐待を受けるのかということを確認しようとしています。その結果として、虐待を受けた子どもは集団生活の中で「問題児」と見られてしまうこととなります。この、ことさらに叱られるようなことをしでかすということを、「リミットテストイング(試し行動)」と呼びます。どこまでが許されるのか限界を確認しようとしていることです。

## 虐待の影響からの脱却

- 学校を「非虐待的な環境」と理解する



- 自らの虐待体験との向き合う



- 自己コントロールを回復する

虐待の影響を脱げるまでには、長い時間と  
関係者・関係機関による継続的なサポートが必要

モジュール1

### （学校を「非虐待的な環境」と理解する）

虐待を受けた子どもが学校生活を始め、ここでは自分は虐待されない、ということを中心に底から感じ取ることができるようになるまでには長い時間を要します。その間に、友だち関係や教師との関係に大きなハンディを負ってしまうこともあります。

### （虐待体験との向き合いと行動化）

それを乗り越えようと、子どもは自分の受けてきた虐待体験と向き合い始めます。当然のことですが、多くの子どもは虐待の体験をすらすらと語ったり訴えたりできません。むしろ、隠したりぼかしたりするかの態度さえとります。言葉にならない体験だからです。このことは、虐待が周りから気付かれなかつたり深刻視されずに見過ごされたりする大きな要因のひとつになります。子どもから訴えがない、確かめても否定したというだけで、虐待ではない、大きな問題ではないとは判断できないということです。虐待の体験を子どもが自らの言葉で語るができるようになるのは、子どもが周囲への信頼と安心を取り戻し、心の傷も癒え始めて、虐待を受けたという体験と現在の自分との間に現実的にも心理的にも距離ができてからだと考えなければなりません。

それには、長い時間と継続的な取組が必要なのです。「言語を絶する」ものは、どのように表せばいいのでしょうか。虐待を受けた子どもは、言葉の代わりにしばしば、身体反応、感情・情動の反応、行動の反応として、自分の内的な状態を表します。これらの反応は互いにもつれあい、絡みあっています。虐待を受けた子どもが示す理解しがたいふるまい、まわりを戸惑わせ混乱させるふるまいは、そうした絡みあった反応として理解しなければなりません。虐待を受けた子どもは、その「ふるまい」を通して自分の体験を語り、訴えています。しかし、そのふるまいは極端で、逸脱的で、混乱的なものとなりやすく、まわりは対応に苦慮することになります。「虐待」自体が、極端で、逸脱的で、混乱的な扱いなのです。その体験がやはり同様の表れ方をするのはやむをえぬことです。子どもは意図してそうふるまうのではなく、その体験から、おのずとそうなるしてしまうのだと理解することが必要なのです。

### （自己コントロールの回復）

心理的な回復が順調にいった場合には、いつしか子どもは自分の感情や行動をコントロールすることができるようになっていきます。これは、学校教育全体を通じて追求していくべき目標であって、個々の担任の努力や担任の期間のみで解決する問題ではないと考えておく必要があります。